◆島しょ健康危機管理対策協議会・部会の位置づけ

参考資料 2

★R6年度新規設置

島しょ健康危機管理対策協議会

同日開催

既存

島しょ地域保健医療協議会

根拠：地域保健法
「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」
★島しょ健康危機管理対策設置要綱

○設置目的
島しょ保健医療圏における新興・再興感染症・大規模食中毒・NBC災害等の健康危機に対し、未然防止策及び発生時対策等を協議するとともに関係機関の連携を図る。

○島しょ健康危機管理対策協議会委員構成
・町村の代表
・警察・消防機関の代表
・保健医療機関等の代表　等

【補足】
「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」では、健康危機管理対策協議会設置に当たり、地域保健医療協議会等の機会の活用について示されている。

根拠：厚生省健康政策局計画課長通知 H2年度
地域保健医療協議会設置要綱（都）H15年度

○設置目的
地域特性等を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、多摩・島しょ地域における保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、二次医療圏ごとに設置

○島しょ地域保健医療協議会委員構成（分野）
・学識経験者
・医療機関
・福祉施設
・関係機関（社協・食品衛生協会
・民生児童委員協議会）
・警察・消防
・教育機関
・町村長
・東京都

★協議会委員
<u>地域保健医療協議会委員と兼ねる</u>

島しょ地域保健医療協議会幹事会

報告

★R6年度新規設置

部　　会（具体的検討の場）

同日開催

既存

感染症地域医療体制島しょブロック協議会

根拠：★島しょ健康危機管理対策設置要綱
★島しょ健康危機対策協議会部会運営要領

<u>島しょ健康危機管理対策協議会感染症部会</u>の設置

○設置目的
健康危機管理に関する事項のうち、新興感染症等に関わる事項について、関係機関との連携を図るため。

東京都島しょ保健所健康危機対処計画（感染症編）についての評価・見直し等具体的検討を行うため。

○感染症部会委員構成
町村、保健医療機関の代表等

根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法
新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱等（都）

○設置目的
地元町村、感染症指定医療機関等関係者の緊密な連携の下、新型インフルエンザ等に対応する地域医療体制を進めるため。

○ブロック協議会構成
・町村
・警察・消防機関
・感染症指定医療機関
・その他医療機関
・その他新型インフルエンザ等発生時の医療体制確保に必要な関係機関等

★感染症部会委員
<u>ブロック協議会委員と兼ねる</u>